

物 品 購 入 仕 様 書

(適用範囲)

第 1 この仕様書は、軽井沢町の発注する「令和 8 年度 町単 軽井沢オープン
ドアスクール初度調弁備品購入」について適用する。

(受注者の責務)

第 2 受注者は、契約の履行にあたっては、この業務の意図を十分に理解し、納品するよう努めなければならない。

2 受注者は、第 1 に規定する業務（以下「この業務」という。）の実施にあたっては、発注者と納品業務の進め方について協議を行い、その承認を受けて作業を進めるものとする。

3 この業務は、物品契約書、この仕様書及び関係法令を遵守して行わなければならない。

(秘密の保持)

第 3 受注者は、この業務の履行にあたり知り得た事項について秘密を保持しなければならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(業務上の疑義)

第 4 この業務の実施に関して、この仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合には、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(規格数量等)

第 5 物品購入の規格数量については、金抜き設計書を参照すること。（同等品については入札の 5 日前までに同等品申請書を提出すること。）

(納入場所等)

第 6 納入場所は以下のとおりとする。

長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 1 3 2 3 番地 4 3
軽井沢高等学校の北校舎

(搬入及び据付、養生)

第 7 物品は納入場所に搬入後、組立て、据付、点検調整まで行うこと。納品時

の稼働調整及び製品説明を受注者が行うこと。

2 据付に建物へ影響を及ぼす恐れがある場合は、事前に発注者と据付方法を協議すること。

3 搬入場所は発注者立会いのもと実施すること。

(提出書類)

第8 以下の書類を軽井沢町教育委員会こども教育課へ提出すること。

- ・内 容：納品書、取扱説明書、協議書（必要に応じ）
- ・規 格：A-4、CD-R
- ・提出部数：各1部
- ・提出時期：業務完了後

(納期)

第9 納入時期は、令和9年2月15日から令和9年3月19日までの間とする。詳細な日時については担当者と調整し決定すること。

(支払い)

第10 支払いは納品確認後、請求書が提出された後に発注者が定める支払日に速やかに支払うこと。

(保障)

第11 メーカー保証の他に、納入引き渡し以降6カ月以内において、製品の欠陥によるものと判断できる事故・故障等については、受注者の負担により対応すること。なお、重大な事故・故障については、上記期間を超えた後においても、発注者と受注者が協議して対応することとする。

(その他)

第12 内容について疑義が生じた場合はその都度、発注者及び受注者で協議することとし、軽微な変更については契約を変更しないこととする。